

## 河内町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

### 1 現 状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給料(平成19年4月1日現在)

区分	河内町技能労務職員				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	17人	46.7歳	261,100円	270,100円	—	—	—
用務員	9人	45.8歳	253,000円	262,922円	用務員	53.9歳	227,200円
運転手	1人	45.9歳	* 円	* 円	自家用乗用車運転手	43.7歳	308,900円
その他	6人	48.1歳	267,600円	272,600円	—	—	—
作業員(企業職)	1人	47.3歳	* 円	* 円	—	—	—

※ その他とは、保育所の調理員兼用務員をいう。

※ 対象となる職員が1人の場合は、個人情報の観点から「\*」としている。

#### (2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	～ 未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	～ 以上	
全 体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	17
	0	0	0	0	1	3	3	4	1	3	2	0	9
用務員	0	0	0	0	1	2	1	2	0	2	1	0	1
運転手	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	0	6
作業員(企業職)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

#### (3) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

##### 行政職給料表(二)適用

##### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除くすべてに対して支給していない。

##### ウ 昇格基準

平成20年4月から人事評価制度試行予定(本格実施は22年度を目指している)

#### (4) ラスパイレス指数(企業職除く)

18年度	98.1
19年度	95.8

(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与

水準を示す指標である。

## 2 基本的な考え方

技能労務職については、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていない。

給与面に関しては、国、県、近隣市町村の動向を注視し、適切な給与に努める。

## 3 具体的な取り組み内容

平成18年1月に技能労務職に係る運転業務手当、路上作業に従事する手当、給食業務に従事する手当等の特殊勤務手当の見直しを行い、特例条例により実質廃止した。平成19年1月には学校給食センターの民間委託を実施し人員削減に努めている。

平成20年度から全職種を対象として人事評価制度を試行し、将来的には昇給、勤勉手当に反映していく予定。

## 4 今後の見通し

平成20年4月には3箇所ある保育所を2箇所にし、平成21年4月には保育所と幼稚園を統合し、認定保育園とし、それに伴い、それぞれに配置していた技能労務職員を減少させ、民間委託できる業種に関しては民間委託する。

また、技能労務職員の勤務状況を人事評価し、一般事務職への任用替を推進していく。

### ◎ 年度別定年退職者数

年 度	定年退職予定者	任用替	累 計	内 訳
19年度	1	1	15	用務員2
20年度	1		14	その他1
21年度				
22年度				
23年度	2		12	用務員1 その他1
24年度				
25年度	1		11	用務員1
26年度				
27年度				
28年度				
29年度				
30年度	1		10	その他1
31年度	2		8	用務員1 作業員1
32年度				
33年度	1		7	運転手1
34年度				
35年度	2		5	その他2
36年度	1		4	用務員1
37年度				
38年度				
39年度	1		3	その他1
40年度				
41年度				
42年度	2		1	用務員2
43年度	1		0	用務員1